

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
20	知事が行う私立の高等学校等の設置者に対して交付する入学会金の負担を軽減するための経費に係る補助金の交付に関する事務に係る特定個人情報保護評価書(基礎項目評価)

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

千葉県知事は、私立の高等学校等の設置者に対して交付する入学会金の負担を軽減するための経費に係る補助金の交付に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

千葉県知事

公表日

令和3年10月6日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	私立の高等学校等の設置者に対して交付する入学金の負担を軽減するための経費に係る補助金の交付に関する事務
②事務の概要	<p>私立の高等学校等(以下「学校」という。)の設置者は、千葉県私立高等学校入学金軽減事業補助金交付要綱第1条に基づき、入学金の軽減に要する経費に係る補助金の支給を受けることができる。</p> <p>学校が行う入学金の軽減の対象となる生徒は、当該生徒の保護者又は成年に達した私立高等学校の生徒(通信制の課程に在学する生徒の保護者及び成年に達した通信制の課程に在学する生徒にあっては、県内に住所を有する者に限る。)(以下「保護者等」という。)の所得が一定基準以下であることが要件となっているため、保護者等の地方税関係情報を情報提供ネットワークシステムを介して照会し、対象者の判定を行う。</p> <p>具体的には、以下の手順に従い、特定個人情報の取扱いを行う。</p> <p>①入学金軽減の適用を希望する生徒から千葉県に対し、情報連携の依頼(1学年時の4月入学時) ②入学金軽減の適用を希望する生徒から千葉県に対し、保護者等のマイナンバーカード(通知カードも可。以下同様)の写しの提出 ③保護者等の個人番号のデータ化 ④情報提供ネットワークシステムを利用した、市町村への保護者等の地方税関係情報の照会 ⑤上記④で取得した保護者等の地方税関係情報を基にした、対象者の特定、支給額の判定 ⑥対象者の認定、支給額の判定結果の通知</p>
③システムの名称	入学金軽減システム、団体内統合利用番号連携サーバー、中間サーバー(中間サーバー・ソフトウェア、中間サーバー・プラットホーム)、住民基本台帳ネットワークシステム
2. 特定個人情報ファイル名	
千葉県私立高等学校入学金軽減事業補助金特定個人情報照会ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。) 第9条第2項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第1(第3条第1項)第3の項(令和元年10月18日条例第10号にて改正済)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法 第19条第9号
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総務部学事課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号260-8667 千葉県千葉市中央区市場町1-1 千葉県庁南庁舎1階 千葉県総務部審査情報課相談調整班 043-223-4629
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	郵便番号260-8667 千葉県千葉市中央区市場町1-1 千葉県庁本庁舎8階 千葉県総務部学事課私学振興班 043-223-2155

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和1年5月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和1年5月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類						
[基礎項目評価書]			<p>＜選択肢＞</p> <p>1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書</p> <p>2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。</p>			
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)						
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]					
<p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>						
3. 特定個人情報の使用						
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]					
<p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>						
[十分である]			〔 ○ 〕委託しない			
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]					
<p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>						
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○]提供・移転しない						
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]					
<p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>						
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [○]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)						
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]					
<p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>						
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]					
<p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>						
7. 特定個人情報の保管・消去						
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]					
<p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>						
8. 監査						
実施の有無	[○] 自己点検	[○] 内部監査	[] 外部監査			
9. 従業者に対する教育・啓発						
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]					
<p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>						

变更箇所